

消防活動用空地等の設置指導基準

この基準は、群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第5条第2号に規定するはしご車等の進入路及びはしご架てい箇所（以下「消防活動用空地等」という。）の設置指導基準について定めるものとする。

第1 設置対象建築物

群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第2条第1号の建築物のうち、次のものを除く。

- 1 公道に面し、道路境界線より5メートル以内にある建築物で、はしご車等の架ていに支障のないもの。
- 2 その他消防長が消防活動上支障がないと認めた建築物。

第2 事前協議

消防活動用空地等を設置する場合は、事前に消防本部と協議すること。

第3 消防活動用空地等

消防活動用空地等については、次の各号に適合すること。

1 進入路

- (1) 進入路（はしご車等が消防活動を行う目的で高層建築物等に近接するために通行する道路、通路、その他の空地をいう。）は、消防活動用空地に容易に到達できるものであること。
- (2) 進入路の幅員は、4メートル以上とし、屈曲又は交差の状況に応じて隅切りを行うこと。（第1図参照）
- (3) 進入路は、はしご車等の総重量（約20トン）に十分耐えられる構造とすること。
- (4) 進入路は、急勾配、段差、その他の進入障害となるもののない構造とすること。
- (5) 進入路には、進入の障害となる電線、その他の工作物等を設置しないこと。

2 消防活動用空地

- (1) 消防活動用空地（はしご車等が高層建築物等に対する消防活動を行うためのスペースをいう、以下「空地」という。）の幅は、6メートル以上、長さ12メートル以上とすること。
- (2) 空地と建築物との距離は、5メートル以内とし、その位置は、高層建築物等防火対策指導要綱第5条第2号に示す位置とする。
- (3) 空地は、はしご車等の総重量（約20トン）に十分耐えられる構造とし、地下には

マンホール等工作物を埋設しないこと。(第2図参照)

(4) 空地及びその周辺の上空には、はしご車等の伸てい、旋回に支障となる電線その他の工作物等を設置しないものとする。

(5) 空地は、はしご車等の伸ていに支障となる勾配をつけないこと。

第4 表示及び標識

空地には、「駐車禁止」の表示及び消防活動用空地である旨の標識板を設置すること。

(第3図参照)

第5 届出及び確認

1 消防活動用空地等の設置については、着工届出書により位置、構造及び伸てい場所の現状等を記載した図書を添付し、事前に消防本部へ届け出るものとする。

(様式第1号)

2 消防活動用空地等の工事が完了したときは、工事完了届出書によりすみやかに消防本部へ届け出るとともに、確認を受けるものとする。(様式第2号)

第6 管理

消防活動用空地等については、関係者が常に良好な状態で維持管理すること。

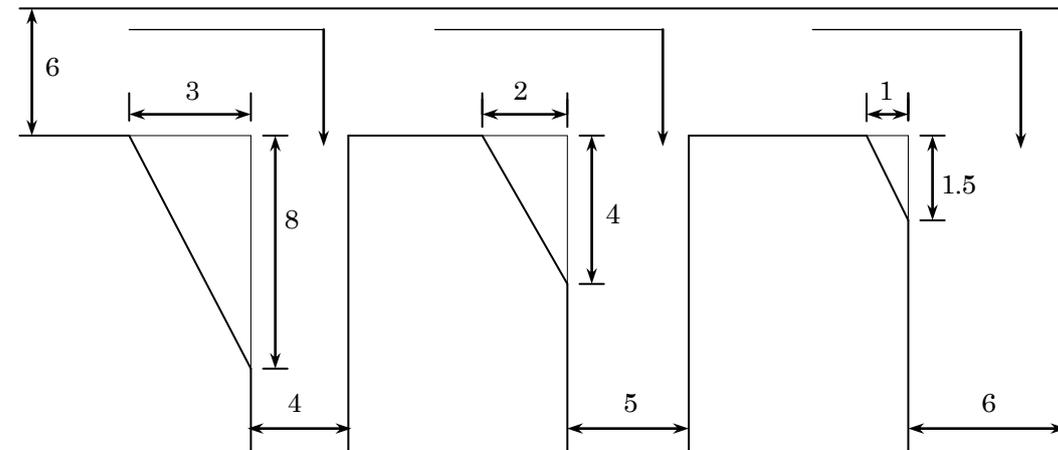
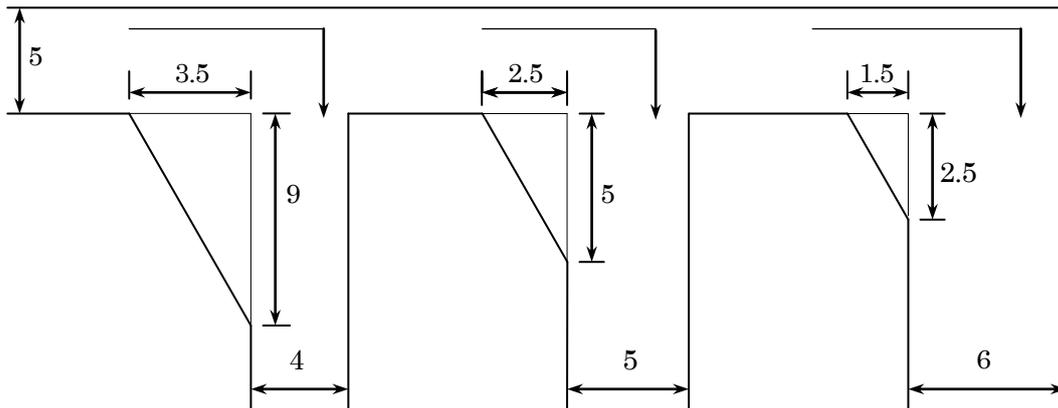
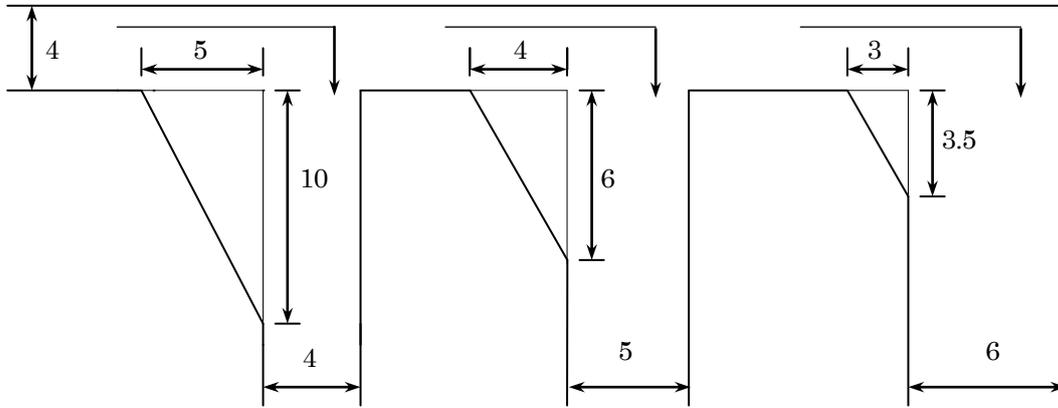
第7 基準の特例

この基準は、消防長が特に必要がないと認めた場合においては適用しない。

第1図

はしご車進入路隅切例

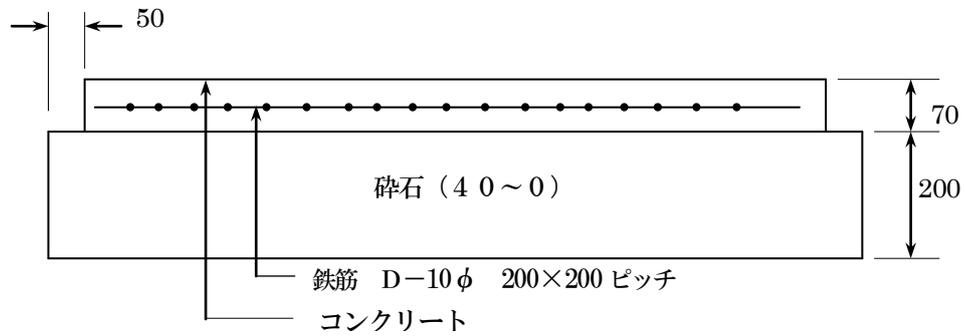
(単位：m)



第2図

(1) 有筋

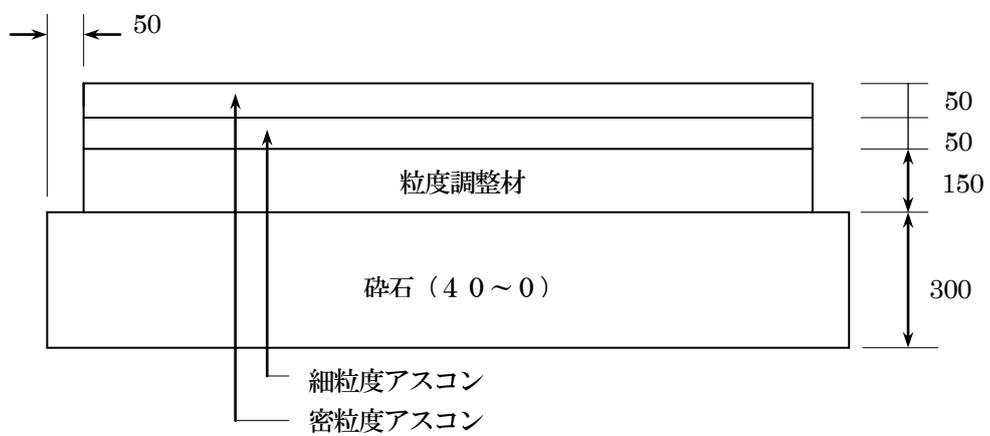
(単位：mm)



(2) 無筋

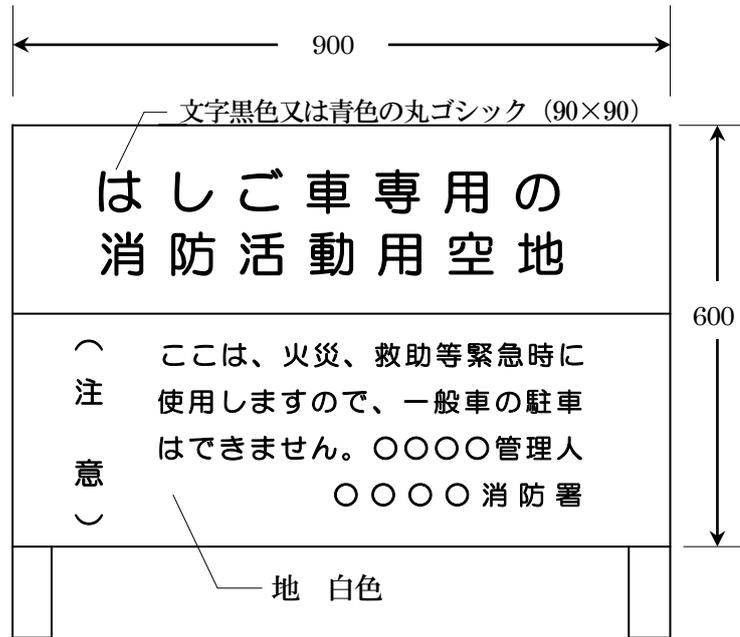


(3) 舗装



第3図

消防活動用空地標識板



※ 公道を活動用空地にする場合は「できません。」を「ご遠慮下さい。」に書換えをお願いします。

駐車禁止表示

